

「二宮町児童遊園地条例の一部を改正する条例」について、資料に基づき、補足説明をいたします。

二宮町では、昭和 40 年代から 50 年代にかけて大規模な宅地開発が進んだことにより、数多くの公園が設置されました。

しかし、地域によって公園の整備状況に差異が生じていることや、利用者の年齢やライフスタイルをはじめとする社会情勢が大きく変化し、公園に求められる機能が変化してきました。

そこで、二宮町では、地域ニーズに即した公園のあり方と公園機能の再配置について検討を行い、町内にある 73 箇所（都市公園 17 箇所・児童遊園地 41 箇所・子どもの広場 15 箇所）の公園について、機能分担や相互の位置付けを確認しつつ、今後の町民の余暇活動などの需要への影響に配慮しながら、次の世代の負担軽減に向けた適切な配置と運営の方策を示すことを目的として平成 30 年 3 月に「二宮町公園統廃合計画」を策定しました。

この公園統廃合計画では、公会堂などの施設と併設している公園は、施設と一体的に管理することに変更したり、利用の少ない公園は遊具を取り除き広場へ変更することや、遊具を充実させる公園、ボール遊びのできる公園など、特色のある公園にしていくものです。

今回、用途を変更し、条例の改正が必要となる公園については、「二宮町児童遊園地条例」の「児童遊園地」のみとなっており、下記はその一覧となります。

児童遊園地一覧表をご覧ください。

今回の条例改正に伴い、用途が変わる公園について網掛けをしております。

まず、8 番の「百合が丘 1 丁目東遊園地」につきましては、今後「百合が丘公会堂」として一体管理していきます。

2 ページをお願いします。

続いて 27 番の「富士見が丘 1 丁目第 4 遊園地」につきましては、今後「富士見が丘児童館」として一体管理していきます。

1 ページにお戻りください。

13 番の「中里西第 3 遊園地」、14 番の「中里西第 4 遊園地」、次のページの 16 番の「中里北遊園地」、21 番の「北新道遊園地」、22 番の「北新道西遊園地」及び 23 番の「妙見遊園地」の 6 つの公園につきましては、今後、遊具を設置せず多目的な「広場」として管理していきます。

この条例については、令和 3 年 4 月 1 日から施行いたします。

なお、公園統廃合計画の策定にあたっては、公園の利用状況などを確認した上で、地域や公園利用者の意見を反映したものとなっています。

「二宮町児童遊園地条例」の一部改正について

二宮町では、昭和40年代から50年代にかけて大規模な宅地開発が進んだことにより、数多くの公園が設置されました。

しかし、地域によって公園の整備状況に差異が生じていることや、利用者の年齢やライフスタイルをはじめとする社会情勢が大きく変化し、公園に求められる機能が変化してきました。

そこで、二宮町では、地域ニーズに即した公園のあり方と公園機能の再配置について検討を行い、町内にある73箇所（都市公園17箇所・児童遊園地41箇所・子どもの広場15箇所）の公園について、機能分担や相互の位置付けを確認しつつ、今後の町民の余暇活動などの需要への影響に配慮しながら、次の世代の負担軽減に向けた適切な配置と運営の方策を示すことを目的として平成30年3月に「二宮町公園統廃合計画」を策定しました。

この公園統廃合計画では、公会堂などの施設と併設している公園は、施設と一体的に管理することに変更したり、利用の少ない公園は遊具を取り除き広場へ変更することや、遊具を充実させる公園、ボール遊びのできる公園など、特色のある公園にしていくものです。

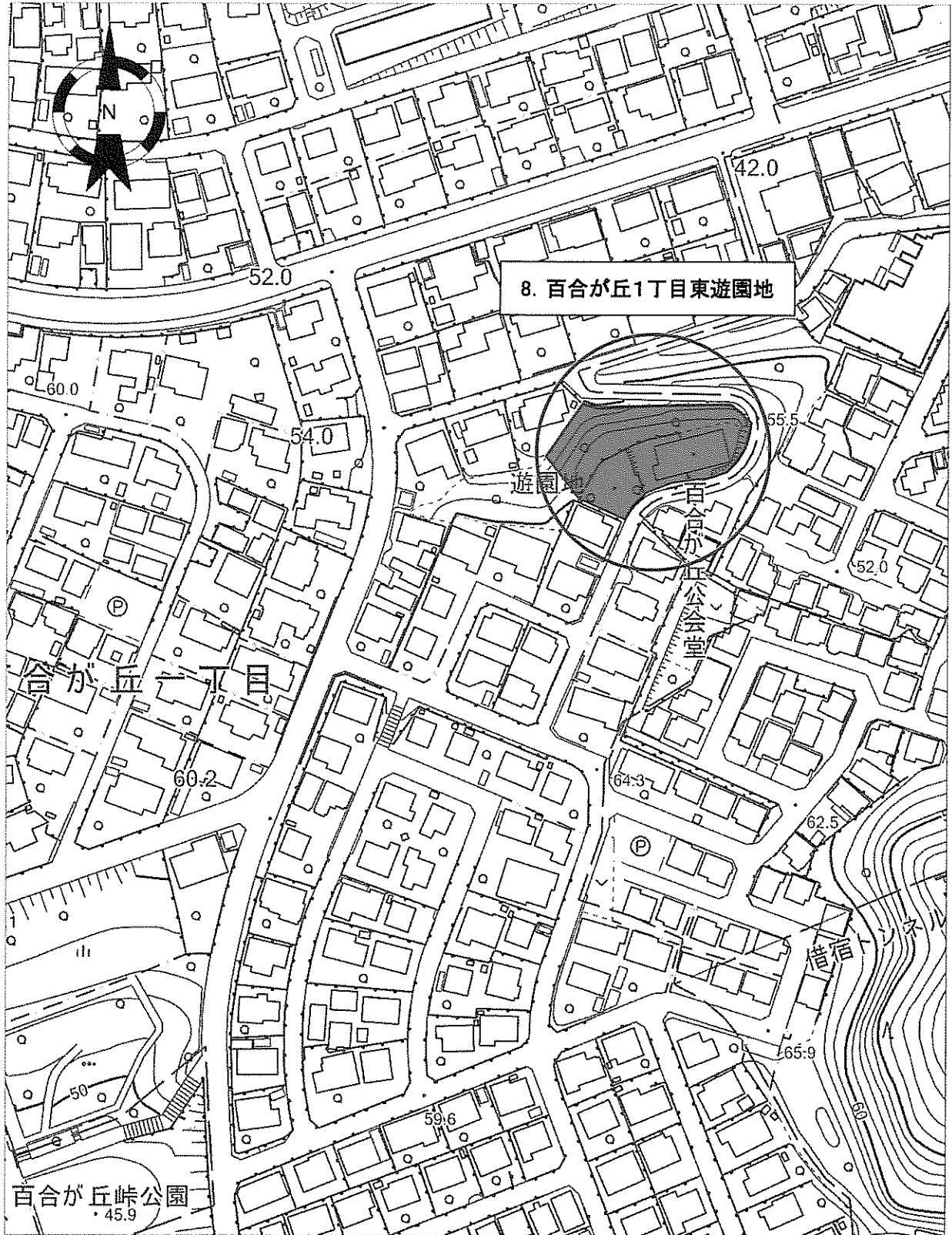
今回、用途を変更し、条例の改正が必要となる公園については、「二宮町児童遊園地条例」の「児童遊園地」のみとなっており、下記はその一覧となります。

児童遊園地一覧表

| No. | 名 称 | 今 後 の 利 用 | 条例対応 |
|-----|-------------|---------------------|-------|
| 1 | 沖ノ田遊園地 | 継続 | |
| 2 | 緑が丘第1遊園地 | 継続 | |
| 3 | 緑が丘第2遊園地 | 継続 | |
| 4 | 緑が丘第3遊園地 | 継続 | |
| 5 | 緑が丘第4遊園地 | 広場 | 次年度以降 |
| 6 | さくら遊園地 | 継続 | |
| 7 | こぼと遊園地 | 緑地 | 次年度以降 |
| 8 | 百合が丘1丁目東遊園地 | 公会堂として一体管理 (財務課) | 削除 |
| 9 | 中里第1遊園地 | 継続 | |
| 10 | 中里第2遊園地 | 継続 | |
| 11 | 中里西第1遊園地 | 継続 | |
| 12 | 中里西第2遊園地 | 継続 | |
| 13 | 中里西第3遊園地 | 広場 | 削除 |
| 14 | 中里西第4遊園地 | 広場 | 削除 |

| | | | |
|----|---------------|-------------------------|-------|
| 15 | 中里軒吉遊園地 | 継続 | |
| 16 | 中里北遊園地 | 広場 | 削除 |
| 17 | 中里北第2遊園地 | 継続 | |
| 18 | 中里の丘遊園地 | 継続 | |
| 19 | 八向遊園地 | 継続 | |
| 20 | 元町北遊園地 | ゲートホール場として管理 (高齢介護課) | 次年度以降 |
| 21 | 北新道遊園地 | 広場 | 削除 |
| 22 | 北新道西遊園地 | 広場 | 削除 |
| 23 | 妙見遊園地 | 広場 | 削除 |
| 24 | 勝負前遊園地 | 継続 | |
| 25 | 富士見が丘1丁目第2遊園地 | 継続 | |
| 26 | 富士見が丘1丁目第3遊園地 | 継続 | |
| 27 | 富士見が丘1丁目第4遊園地 | 児童館として一体管理 (財務課) | 削除 |
| 28 | 富士見が丘2丁目第1遊園地 | 継続 | |
| 29 | 富士見が丘2丁目第2遊園地 | 継続 | |
| 30 | 富士見が丘3丁目第1遊園地 | 継続 | |
| 31 | 富士見が丘3丁目第3遊園地 | 広場 | 次年度以降 |
| 32 | 富士見が丘3丁目第4遊園地 | 広場 | 次年度以降 |
| 33 | 富士見が丘3丁目第5遊園地 | 広場 | 次年度以降 |
| 34 | 上町西向浜遊園地 | 継続 | |
| 35 | 下川窪遊園地 | 継続 | |
| 36 | 越地第1遊園地 | 継続 | |
| 37 | 越地第2遊園地 | 緑道 | 次年度以降 |
| 38 | 茶屋遊園地 | 継続 | |
| 39 | 釜野第1遊園地 | 継続 | |
| 40 | 釜野第2遊園地 | 継続 | |
| 41 | 押切遊園地 | 継続 | |

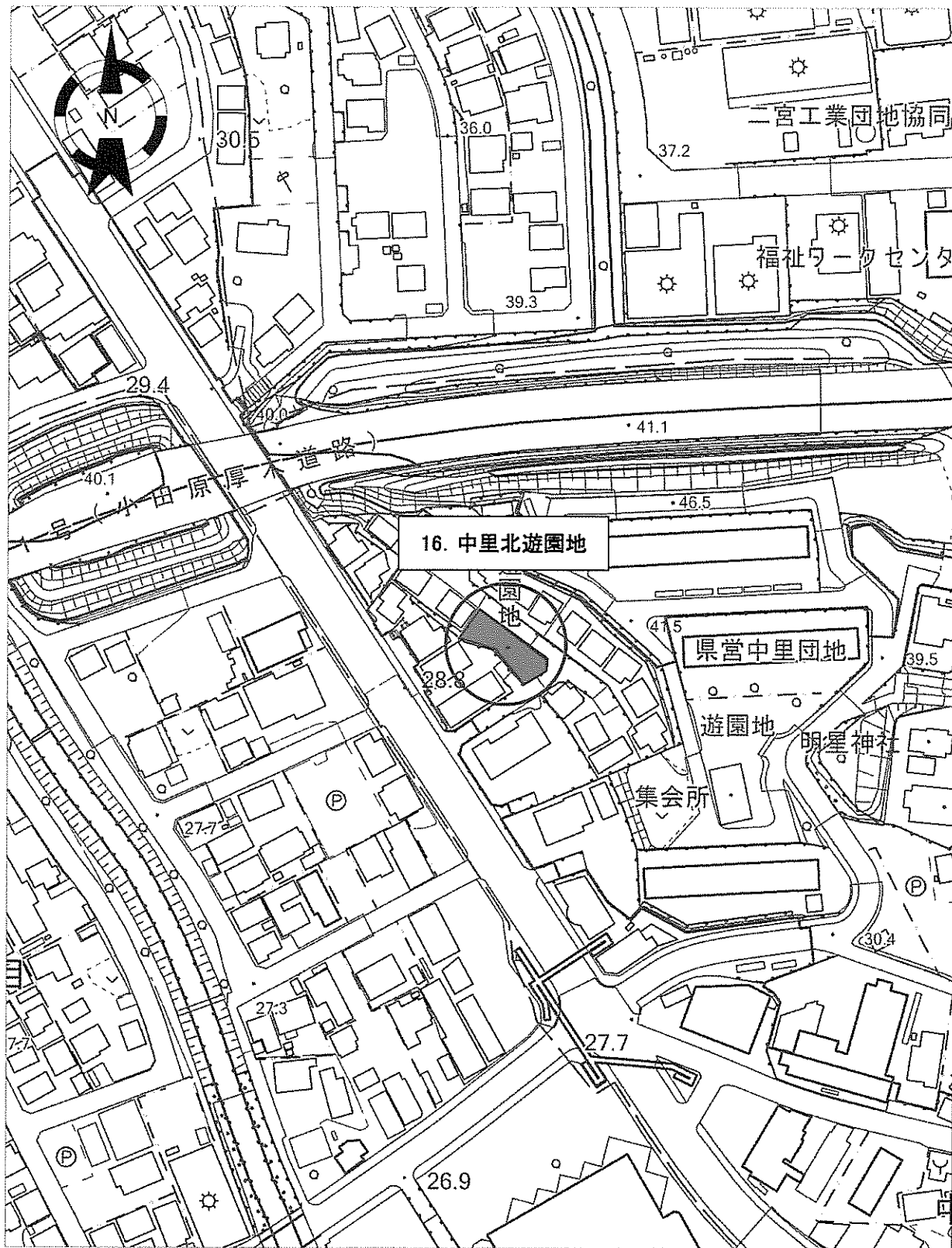
位置図



位置図



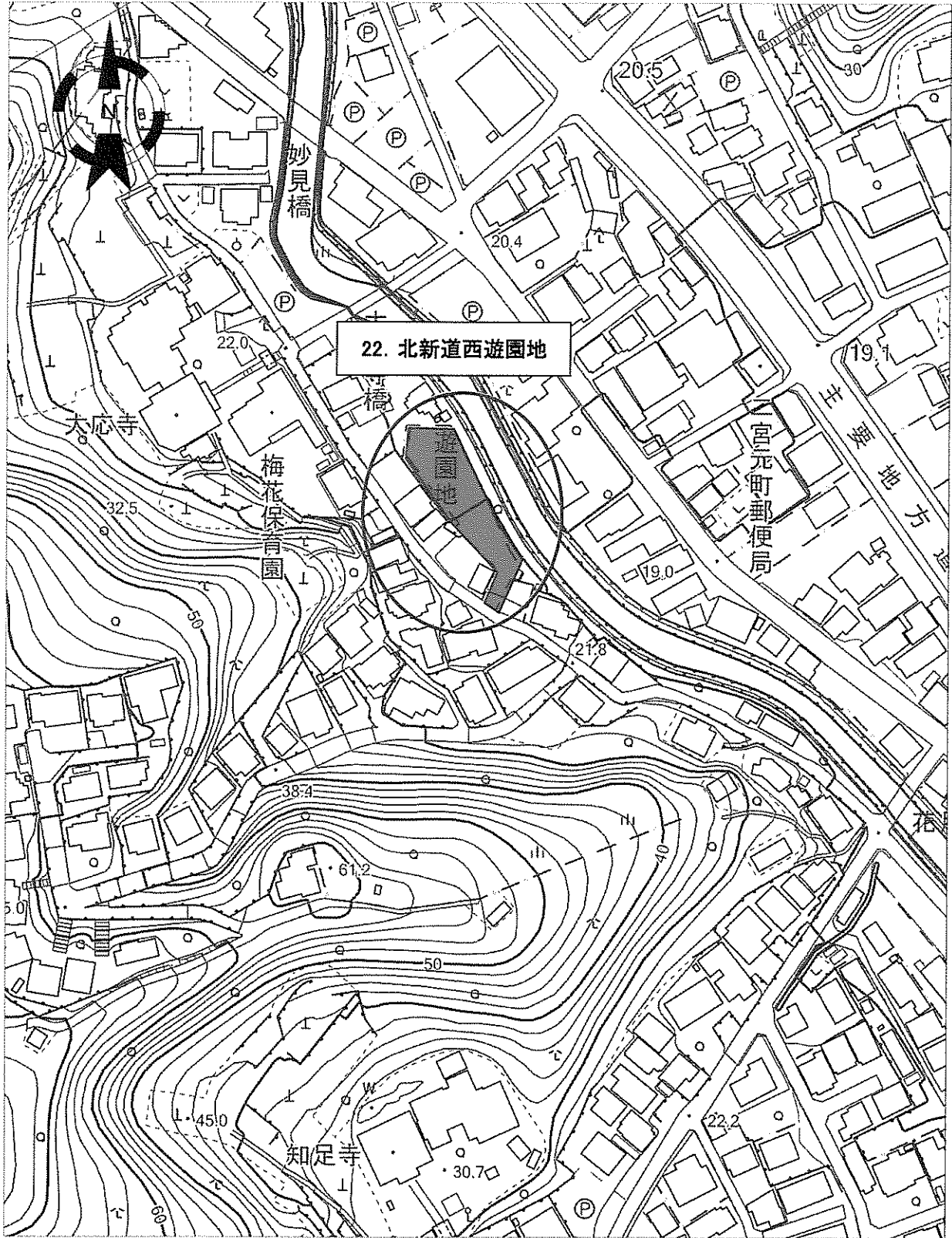
位置図



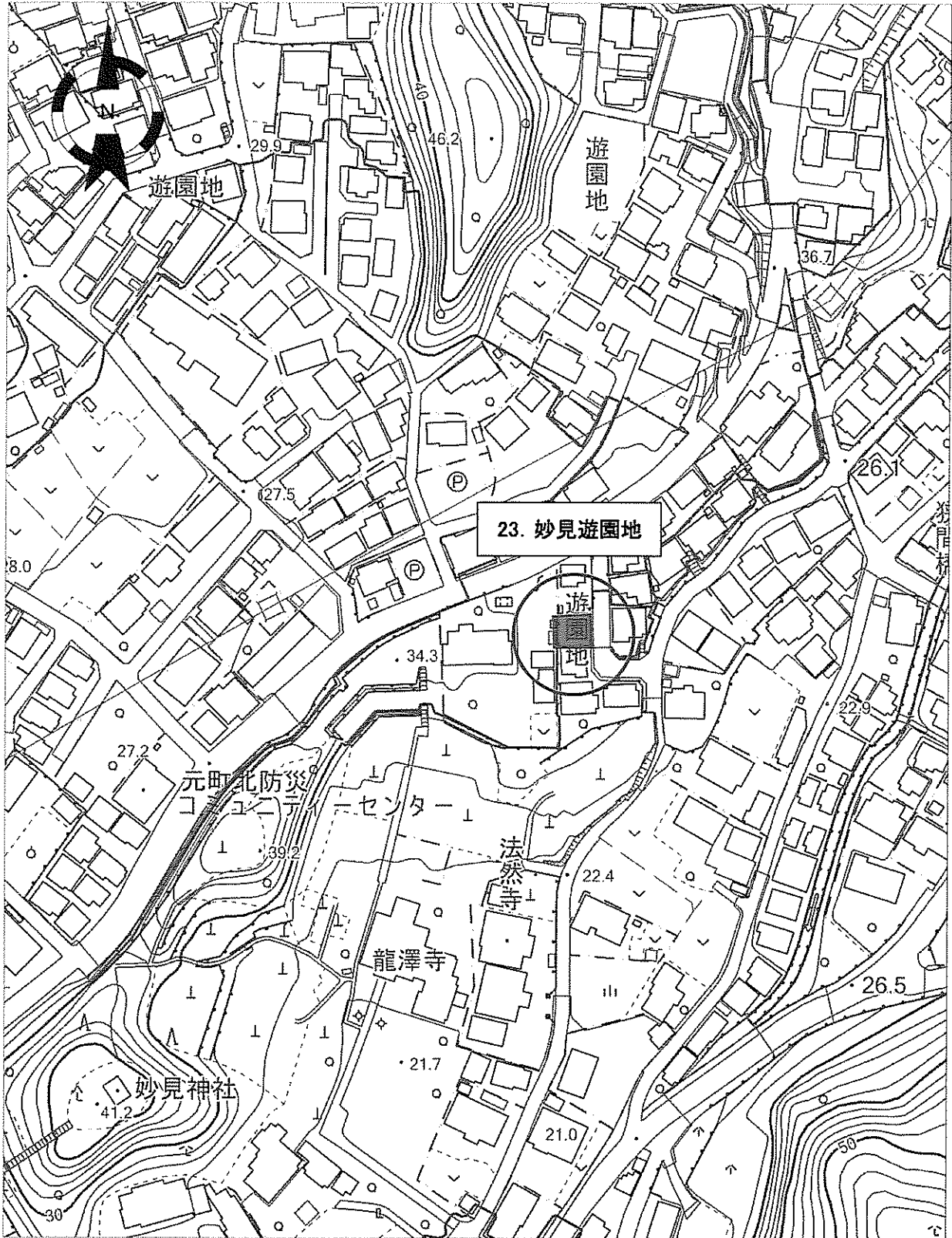
位置図



位置図



位置図



位置図

